

条件付き一般競争入札発注情報【物品取扱等（物件納入）】

発注番号	6-水物2
公告日（公表日）	令和6年3月6日（水）
発注担当室	名張市上下水道部 経営総務室
業 種	水道メーター
番 号	令和6年度（ ）第 号
件 名	乾式直読型水道メーター（φ13mm・φ20mm・φ25mm）新品購入、小修理、大修理の単価契約
場 所	名張市 下比奈知 地内
履行期間	契約日から令和7年3月31日まで
概 要 ※詳しくは、仕様書等を参照すること。	乾式直読型水道メーターの新品購入、小修理、大修理【複数単価契約】 予定数量（年間） 新品購入3個、小修理2,235個、大修理1,337個 乾式単箱直読型水道メーター（φ13mm） 乾式複箱直読型水道メーター（φ20mm・φ25mm） ◎メーター取替や新規取付状況等により数量が変動するため、上記の数量未満でも超過しても同一単価で納入するものとする。 ◎この発注案件は、予算決定前の契約準備行為として実施しますので、関係予算の議決をもって開札及び契約締結を行います。
入札参加資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に公告日から開札日までの期間該当しないこと。 ・公告日現在、「名張市入札参加資格者名簿」に登録されている者で、かつ、この発注案件に対応する業務区分に登録している者。 ・公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。 ・「名張市建設工事等資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を公告日から開札日までの期間受けていないこと。 ・この発注案件は、電子閲覧であるため、別添の仕様書を閲覧すること。 ・公告日の前日から引き続き、名張市の定める「物品取扱等」の業種区分において、「水道メーター」に登録している者。 ・公告日の前日から引き続き、計量法（平成4年法律第51号）第90条に規定する「指定製造事業者（水道メーター第一類）」の指定を受けている者。なお、その指定を証する書類の写しを入札参加申請書に添付すること。
入札保証金	免除
契約保証	<input checked="" type="checkbox"/> 免除 ・ <input type="checkbox"/> 必要（契約金額の10/100以上）※契約金額（税込）が500万円以上の場合に限る。
予定価格（税抜）	7,264,280 円 ※予定価格と設計金額は同額です。 ※左記金額は、各単価に予定数量を乗じた合計金額です。 ※入札書は必ず別紙の様式を使用してください。一つでも設計単価を超える単価を記入した場合、入札は無効となります。
最低制限価格の設定	無
契約代金支払方法	納入の都度支払い
質問受付方法	質問書（契約管財室のホームページ掲載様式）により、契約管財室あてにFAX（0595-62-0778）で送付すること。
質問受付期限	令和6年3月12日（火）午後5時まで
質問回答方法・回答日	契約管財室ホームページ「お知らせ」で令和6年3月14日（木）午後5時頃までに公表
入札参加申請書の受付期限	令和6年3月15日（金）正午まで【契約管財室へ持参又はFAX（0595-62-0778）】 FAXにより参加申請した場合は、受信確認を契約管財室（TEL 0595-63-7335）までお願いします。
入札参加無資格者の連絡	令和6年3月19日（火）午後5時までに電話で連絡する。 ※電話連絡の無い場合は、入札参加資格があるものとする。
入札書到着期限	令和6年3月25日（月） ※名張市郵便入札に係る封筒の記載要領（契約管財室のホームページ掲載）に基づき「一般書留」・「簡易書留」・「特定記録郵便」のいずれかの方法により名張郵便局留で郵送すること。
入札参加者及び立会人の公表	令和6年3月27日（水）午後3時頃までに契約管財室のホームページ及び契約管財室で公表 ※立会人へ選ばれた場合に、立会いできないときは、令和6年3月27日（水）午後5時15分までに「立会人辞退届出書」を提出すること。【契約管財室へ持参又はFAX（0595-62-0778）。FAXにより提出したときは受信確認を契約管財室（TEL 0595-63-7335）までお願いします。】 ※期限までに辞退届出書の提出がなく、立会いしなかった場合は、入札を無効とする。
開札日時	令和6年3月28日（木） 午後2時55分
開札場所	名張市役所4階 402会議室

※留意事項：上記のほか、「名張市契約規則」、「条件付き一般競争入札運用基準」に基づくものとする。